

中東情勢に伴うナフサ由来建設資材の 設計変更運用について

～石油由来資材の高騰・調達困難に対応した費用精算の手引き～

都城市総務部契約課
都城市土木部技術検査室

令和8年7月

1 制度の概要

中東情勢の影響で調達困難・高騰した石油由来資材の追加費用を、設計変更で工事費に反映できます。

対象資材（ナフサ由来資材）

- ・ 塩化ビニル管・塗料・塗料用シンナー（主要対象）
- ・ (一財)経済調査会や(一財)物価調査会等の公的機関により、供給懸念や価格上昇が公表されているナフサ由来の資材（目地板・断熱材・合板など）

適用開始

- ・ 令和8年7月24日以降に契約を行う工事から適用
- ・ 既契約工事も受発注者間の協議が整えば適用可能

根拠

- ・ 宮崎県の運用を準用し、都城市においても同様の対応を実施

2 実務上の対応フロー

「特記仕様書への記載」→「協議・指示書」→「証明書類の受理」→「設計変更（精算時）」の順で手続きを進めます。

STEP 1：特記仕様書への記載

- ・ 対象資材名・規格・数量・単価適用年月日・地区を明示
- ・ 既契約工事は発注者から受注者へ書面で指示

STEP 2：受注者からの協議の申出

- ・ 「調達検討資材に該当するか」の協議を工事打合せ簿で提出
- ・ 緊急時は口頭・FAX・メール可→事後速やかに書面化

STEP 3：発注者から協議の回答

- ・ 調達検討資材の該当の有無を、発注者から工事打合せ簿で回答

STEP 4：証明書類の確認と提出

- ・ 調達検討資材に該当する場合には、取引伝票（納品書・請求書等）＋2社以上の見積書を発注者へ提出

STEP 5：精算変更時に設計変更（必要に応じ工期変更も）

3 費用計上のルール

単価が分離できる場合は「単価入れ替え」、分離できない場合は「差額計上」を選択します。

方法①：単価入れ替え

- 材料が個別単価設定されている場合、設計単価を実購入価格に置換

方法②：差額計上

- 土木工事標準単価等で材料費が分離できない場合
- 「当初入札時点の実勢価格」と「実際の購入価格」の差額を直接工事費に計上

数量の取扱い

- 設計数量以上かつロス込み設計数量以内の実購入数量が対象
- 部分払い済みの出来高部分に係る数量は対象外

単価妥当性の確認

- 2社以上の見積りと比較し、実購入価格が最安値であることを確認

4 注意事項・チェックリスト

スライド条項との二重適用禁止など、手続きの抜け漏れに注意し、必ずチェックリストで確認してください。

⚠ スライド条項（約款第25条）との二重適用は不可

- 本制度はインフレスライド条項の対象外として扱われる
- 本制度は受注者の1%負担はありません

確認事項チェックリスト

- ☐ 発注者からの指示書はあるか（既契約工事の場合）
- ☐ 事前協議の内容を工事打合せ簿で記録・保管しているか
- ☐ 取引伝票等の証明書類（調達時期・数量・単価）はあるか
- ☐ 2社以上の見積書を徴取し、最安値での購入しているか
- ☐ スライド条項との二重適用になっていないか
- ☐ 工期変更が必要な場合は合わせて変更したか
- ☐ 既に部分払いの対象となった出来高部分の数量は対象外となっているか